

社会福祉法人 浄興寺灯明会
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム誠松園 運営規程

第 1 章

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄興寺灯明会が老人福祉法第15条第4項の規定に基づく設置の認可を受け、介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定を受けた特別養護老人ホーム誠松園（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、町当局、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム 誠松園
所在地	福岡県築上郡築上町大字安武990番地

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、50名とする。

(定員の遵守)

第5条 施設は、入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に次の職員を置くものとする。

	常勤換算	指定基準
(1) 施設長（管理者）	1 名	1 名
(2) 介護職員	15 名以上	15 名
(3) 生活相談員	1 名	1 名
(4) 看護職員	2 名以上	2 名
(5) 機能訓練指導員	1 名	1 名
(6) 介護支援専門員	1 名	1 名
(7) 医 師	(1) 名	必要数
(8) 歯科医師	(1) 名	必要数
(9) 管理栄養士	1 名	1 名
(10) 歯科衛生士	(1) 名	必要数

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他職員を置くことができる。

（職務の内容）

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な職務分担については別に定める。

- (1) 施設長
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括にすること。
- (2) 事務員
施設の庶務および経理の事務処理に関すること。
- (3) 医 師、歯科医師、歯科衛生士
入所者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
- (4) 生活相談員
入所者の生活相談、指導に関すること。
- (5) 看護職員
医師の指示による入所者の看護、保健衛生に関すること。
- (6) 介護職員
入所者の日常生活の介護に関すること。
- (7) 介護支援専門職員
入所者の施設サービスに関すること。
- (8) 栄養士
献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
- (9) 機能訓練指導員
入所者の機能訓練指導（リハビリ）に関すること。

（勤務体制の確保等）

第8条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。ただ

し、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第 3 章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 9 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について文章により申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第 10 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見を配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第 11 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 施設は、入所申込書が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 12 条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思

を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第14条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なもの

とならないよう配慮して行うものとする。

3 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介 護)

第 17 条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。

5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

6 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第 18 条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 17 時 30 分 とする。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 19 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に勤め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 20 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 21 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 22 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理)

第 23 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力医療機関)

第 24 条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次の通りとする。

協力医療機関	・ 新田原聖母病院
(所在地)	(行橋市大字東徳永)
	・ 新行橋病院
	(行橋市道場寺)
	・ 片山医院
	(築上町安武)
	・ たかむら歯科
	(築上町安武)

第 5 章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第 25 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から別表 1 に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、入所者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げるその他費用の支払いを受けることができる。

3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 26 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第 6 章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第 27 条 入所者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、入所者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面 会)

第 28 条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を施設長に申し出て、その注意事項に従い、面会しなければならない。

面会時間 : 完全予約制 原則として 10:00 ~ 11:00 のみ

- ※ 来訪者は必ず検温及び面会者名簿に記帳を行う。
- ※ 面会による新型コロナウイルス等の感染症の感染リスク向上について、必ず家族了承の上で面会を行う。
- ※ 感染症予防対策として施設内ではマスクの着用をお願いすることがある。

(外出・外泊)

第 29 条 入所者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(健康保持)

第 30 条 入所者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第 31 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 32 条 施設は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(掲 示)

第 33 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 34 条 施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第 35 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第 36 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第 37 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 38 条 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 緊急時、施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(入所者に関する町への通知)

第 39 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の設備)

第 40 条 施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
 - エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
 - オ 重要な会議に関する記録
 - カ 月刊及び年間の事業計画及び事業実施状況表
 - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 入所者に対する記録
 - ア 入所者台帳
 - イ 施設サービス計画書
 - ウ 処遇日誌
 - エ 献立その他給食に関する記録
 - オ 入所者の健康管理に関する記録
 - カ 緊急やむをえない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- (3) 会計に関する記

(虐待防止に関する事項)

第 41 条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(補 則)

第 42 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表1（第25条第1項関係）

利用料（1日あたり）

要介護度 区分	利用料	入所者負担額 (1割負担)	入所者負担額 (2割負担)	入所者負担額 (3割負担)
要介護度 1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護度 2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護度 3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護度 4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護度 5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

(注) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき、設定するものとする。

その他の加算	(1割負担者)	(2割負担者)	(3割負担者)
○ 初期加算	30	60	90
○ 看護体制加算(Ⅱ)イ	13	26	39
○ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22	44	66
○ 日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	72	108
○ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	220	330
○ 栄養マネジメント強化体制加算	11	22	33
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	24	36
○ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	40	60
○ 療養食加算	6	12	18
○ 経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200
○ 経口維持加算(Ⅱ)	100	200	300
○ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	100	150
○ 排せつ支援加算(Ⅰ)	10	20	30
○ 排せつ支援加算(Ⅱ)	15	30	45
○ 排せつ支援加算(Ⅲ)	20	40	60
○ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	6	9
○ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	26	39
○ 安全対策体制加算	20	40	60
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	14.0%	14.0%

別表2（第25条第2項関係）

食事の負担額（1日あたり）

基本食事サービス費	負担額
1,445円	1,445円

居住費の負担額（1日あたり）

負担額
915円

その他費用

理髪・日用品・特別食（外食等）	実費